

○佐美区有文書 東郷町佐美

一二七 佐美村薬師庵存置願書

庵室存置願

伯耆国第九大区小三区佐美村字前田百六十番

薬師庵 桁行三間半
梁行二間 屋根瓦葺

仏像 薬師如来

同 観世音菩薩

勧請年月日 不詳 是八十六年以前焼失致、書類不

残焼失仕候二付、年月日不詳

建立 同断

再建 文久三癸亥三月

敷地 廿七坪 民有地

右ハ是迄二廃毀可仕之处、從來ヨリ格別崇敬仕候付、自然廃合遷延相成候处、今般御調之儀御達し相成、即今迄其儘差置候段、一同奉恐縮候得共、何卒特別之御詮儀ヲ以存置被仰付度、然ル上ハ当小区長和田村禪宗長伝寺之受持二仕、向來修繕等当村限り課出償却仕度奉存候、此段村惣代、長伝寺住職連署、区戸長奥印ヲ以奉願候也、

島根県下

伯耆国第九大区小三区佐美村

八百七十七番屋敷

明治十年

願主 仙賀 常蔵印

九月三十日 八百七十八番屋敷

同 竹内澤次郎 印

村惣代 岡本市三郎 印

同 前田喜三八 印

長伝寺住職 福永 毫千 印

副戸長 竹内 五平 印

戸長 岡本清九郎 印

副区長 武中 吉蔵 印

区長 都田 義知 印

島根県権令 境二郎殿

(朱書)

書面仏堂存置願之趣聞届候条、客年乙第二百廿七号達

二照準明細書可差出候事、

但、地目変換二付諸帳簿引直之儀、更二郡役所へ可
届候事、

明治十三年四月廿一日

島根県令 境二郎殿

一二八 米穀検査に関する通達

花受第一二三六号

明治四十四年九月四日

東伯郡花見村役場印

花見村大字佐美村区長殿

本年十月一日ヨリ県事業ヲ以テ、輸出米及生産米検査施行ニ付、之ニ関スル諭告及諸規則等ハ不日発布可相成筈ニ有之候ヘ共、尚多少ノ時日可有之、然ルニ俵装準備ハ農閑ノ時機ニ設備ヲ要スベク、早稲ノ如キハ追々成熟ノ期ニ入ルベキニ付、之レカ乾燥調製等ニ準備セシムル所ナカルベカラサルノミナラズ、検査開始ノ期ニ切迫シテ諸規則発布相成候時ハ、当事業者ヲシテ検査ノ主旨及方法ヲ周知セシメ難ク、之レカ為メ検査施行ノ曉諸種ノ不都合ヲ来スナキヲ保シ難ク候条、左ニ其規則中当事業者ニ必要ナル条項ヲ記シ本県ヨリ通知越候ニ付、予メ当事業者ヘ周知方御取計相成度候、

記

一、検査ハ生産検査及輸出米検査ノ二種トス

一、生産検査ハ検査員ニ於テ必要ト認ムルトキ、生産者（小作米ヲ収得シタル者ヲ包含ス以下同ジ）ノ所持スル粃及玄米ニ就キ之ヲ行フ、

一、輸出検査ハ県外ニ輸出スル玄米及白米ニ就キ之ヲ行フ、

一、輸出米ハ玄米ハ一等ヨリ五等迄、白米ハ一等ヨリ四等迄等級ヲ付ス、但糯米及陸稲米ニハ等級ヲ付セス、

一、小作米ヲ収得スル倉庫（俵数ニヨリ制限ヲ設ク）
又ハ共同シテ米穀ヲ集積スル倉庫ニ於テ知事ノ認可ヲ
受ケテ入庫ノ際ニ輸出検査ヲ受クルコトヲ得、

一、検査ハ玄米ニヨリテハ品質乾燥調製容量及俵装、
白米ニアリテハ品質調製精搗包装及容量ニ就キ之ヲ行
フ、

一、生産者ハ自家用以外ノ玄米左記各号ニ依リ調製俵
装スルニアラサレバ、商品トシテ受渡ヲナスヲ得ズ、

一乾燥ヲ充分ナラシムルコト

二土砂稗粃、碎米不熟米等ヲ除去スルコト

三種類品位ノ異ナルモノヲ混淆セザルコト

四一俵ノ容量ハ四斗トスルコト

五俵装ハ左ノ方法ニ依ルコト

(イ) 内俵及棧俵ハ泥土ノ附着セサル良ク乾燥シタル
古藁ヲ用半、外俵ハ同シ精藁ヲ用半テ造リタル
モノ

(ロ) 内俵ノ編方ハ小縄凡九尋半ヲ四ツ切リトシテ四
ヶ所ヲ編ミ、其重量ヲ七百匁乃至八百匁トナシ
タルモノ

(ハ) 内俵ハ小口膝ハ目通シ七ヶ所千鳥掛トス

(ニ) 内俵ノ結束ハ普通中縄各ニタ廻シ三ヶ所緊括ス
ルコト

(ホ) 棧俵ハ能ク乾燥セル古藁ヲ以テ経一尺重量二個
ニテ百五十匁乃至二百匁トス

(ヘ) 棧俵ハ内俵ノ外ニ宛蓋ヒ小口膝ニテ結束スルコ
ト

(ト) 外俵ノ編方ハ小縄凡十尋ヲ四ツ切リトシテ四ヶ
所ヲ編ミ其重量ヲ三百五十匁乃至四百五十匁ト

シタルモノ

(チ) 外俵ノ横縄ハ太縄ヲ用ヒテニタ廻シトシ五個所
結束シタルモノ

(リ) 外俵ノ小口膝ハ目通シ十一ヶ所トシ、一ツ越シ
目掬ヒ編ミニ為スコト

(ヌ) 外装ノ堅縄ニタ筋ヲ用ヒテ四方掛ケト為シ、横

縄毎ニ掛ケ戻シタルモノ

(ル) 太縄ハ一俵ニ用ル量二百匁以上ノモノ

六生産者ノ住所氏名ヲ記シタル紙札ヲ俵中ニ入レ且
ツ同様ノ木札又ハ竹札ヲ俵口ニ押入スルコト

一、県外ニ輸出スル白米ハ左記各号ニ依リ仕立ツベシ
一純良ニ精搗シ糖搗粉及碎米ヲ除去スルコト

ニ水分ヲ含有セシメサルコト

三種類品位ノ異ナルモノヲ混淆セサルコト

四包装ハ俵入ノモノハ前条第一項第四号及第五号ノ

規則ニ依リ其他ノモノハ二斗三斗又ハ四斗トナシ
完全ナル荷造ヲナスコト

一、輸出検査手数料ハ一俵又ハ一叭ニ付金二銭ヲ納入
スベシ

一、米穀ノ占有者ハ米俵叭等ニ故意ニ混口ヲ施シ又ハ
種類品位異ナル米若クハ他物ヲ混入スベカラズ

何人ト雖モ包装セル米穀ヲ抽出減量スベカラズ、取
引ノ慣行上抽出スル場合ハ三勺以内ノ米刺ヲ用フベ
シ

一二九 海軍志願兵徵募に関する通達

花受第一六〇四号

大正元年十二月七日

花見村役場

大字佐美村区長殿

およ

大正二年度ニ於ケル海軍志願兵凡ソ左記ノ通り徵募セ

なるべく

ラルベク候ニ付、可成多数志願候様精々御勧誘相成度
候

追テ願書提出期間ハ本月十五日限り、詳細ハ当庁ニ
就キ承合セシメラルベク候

徵募兵種及員数

水兵二三四、軍樂生五、木工六、機関兵一六五、看
護一一、主厨二三 計五四四